# 表力

第26号

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センタ (受託:公益社団法人愛知県医師会)



# 令和 4 年度診療報酬改定の地域医療体制確保加算について

## 地域医療体制確保加算の見直し

地域医療の確保を図り、医師の働き方改革を実効的に進める観点から、地域医療体制確保加算につい て対象となる医療機関を追加するとともに、医師労働時間短縮計画の作成を要件に追加し、評価を見直す。

### 従前

### 【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算 520点

### [施設基準]

「病院勤務医の負担の軽減及び処 遇の改善に資する計画」を作成す ること。

救急医療に係る実績として、救急 用の自動車又は救急医療用へリコ プターによる搬送件

数が、年間で2,000 件以上であること。



### 改定後

### 【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算 620点

「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医 師労働時間短縮計画」を作成すること。

次のアからウまでのいずれかを満たしていること。

- 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救 急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 2,000件以上であること。
- 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救 急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で

1,000件以上であり、かつ、区分番号「A 237」ハ イリスク分娩等管理加算(ハイリスク分娩管理加算 に限る。) 若しくは区分番号「A303」総合周産期 特定集中治療室管理料又は区分番号「A301-4」 小児特定集中治療室管理料若しくは区分番号「A 302」新生児特定集中治療室管理料に係る届出を 行っている保険医療機関であること。

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制につ いて」(平成29年3月31日医政地発 0331第3号) に規定する総合周産期 母子医療センター又は地域周産期母子 医療センターのいずれかであること。



### 医師労働時間短縮計画について 【経過措置】令和4年9月30日まで

医師の働き方改革をより実効的に進める観点から、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に 基づく、「医師労働時間短縮計画」作成を求めることとし、「実績」「取組目標」等の記載を求める。

### ○労働時間と組織管理(共通記載事項)

(1) 労働時間数

以下の全ての項目について、①前年度実績、②当年度目標及び③計画期間終了年度の目標を記載

- 年間の時間外・休日労働時間数の平均・最長
- ・年間の時間外・休日労働時間数960時間超~1,860時間の人数・割合
- ・年間の時間外・休日労働時間数1,860時間超の人数・割合

(2) 労務管理・健康管理

以下の全ての項目について、①前年度の取組実績、②当年度の取組目標及び③計画期間中の取組目標を記載

- 労働時間管理方法、宿日直許可の有無を踏まえた時間管理
- ・医師の研鑚の労働時間該当性を明確化するための手続等
- ・労使の話し合い、36協定の締結
- ・衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制
- ・追加的健康確保措置の実施(連続勤務時間制限、勤務間インターバル、代償休息、面接指導等)
- (3) 意識改革・啓発

以下の項目のうち、最低1つの取組について、①前年度の取組実績、②当年度の取組目標及び③計画期間中の 取組目標を計画に記載

- ・管理者マネジメント研修
- ・働き方改革に関する医師の意識改革
- ・医療を受ける者やその家族等への医師の働き方改革に関する説明

### ○労働時間短縮に向けた取組(項目ごとに任意の取組を記載)

(1)~(5)それぞれにおいて、最低1つの取組について①計画作成時点における取組実績と②計画期間中の取組目 標を計画に記載

- (1) タスク・シフト/シェア
- (2) 医師の業務の見直し

令和4年9月30日までに「医師労働時間短縮計画」を地方厚生局に提出しなければなりません。

- (3) その他の勤務環境改善 (ICT活用、WLB推進等)
- (4) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理
- (5) C-1 水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

### 〈参考〉従前の要件(地域医療体制確保加算)

- ① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善の ため、病院勤務医の勤務状況の把握とその 改善の必要性等について提言するための責 任者を配置すること。
- ② 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜 間の勤務状況を把握していること。
- ③ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役 割分担推進のための委員会又は会議を設置 し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の 改善に資する計画」を作成すること。また、 当該委員会等は、当該計画の達成状況の評 価を行う際、その他適宜必要に応じて開催 していること。
- ④ ③の計画は、現状の病院勤務医の勤務状況 等を把握し、問題点を抽出した上で、具体 的な取組み内容と目標達成年次等を含めた 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に 資する計画とするとともに、定期的に評価 し、見直しを行うこと。
- ⑤ ③の計画の作成に当たっては、次に掲げる ア〜キの項目を踏まえ検討した上で、必要 な事項を記載すること。(※例示は省略)
- ⑥ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に 関する取組事項を当該保険医療機関内に掲 示する等の方法で公開すること。

**地域医療体制確保加算** … 令和 4 年 3 月31日時点で地域医療体制確保加算の届出を行っている保険医療機関については、令和 4 年 9 月30日までの間 に限り、「医師労働時間短縮計画ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成することに係る基準を満たしているものとなっています。



# 令和4年度地域医療勤務環境改善体制整備事業について(愛知県)

本事業は、診療報酬の地域医療体制確保加算を取得していない医療機関を対象に下記のとおり助成するものです。







### 〇対象経費

ICT機器の整備費用など、医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する費用

### 〇補助率

施設設備整備に関する経費→9/10 その他の経費→10/10

### ○補助基準額

133千円/床(一般病床の最大使用病床数)

### ○対象医療機関

救急医療等の実績を有し、かつ、交付要件を満たす医療機関

【実 績】・救急車等の搬送件数が年間で1000件以上2000件未満

・愛知県地域保健医療計画で「5疾病・5事業」を担っている 等

【交付要件】・月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している

- ・多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成する
- ・勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を公開する等

※上記の「実績」及び「交付要件」は、補助実施要綱から一部抜粋したものです。「実績」についてはいずれかを満たすこと、「交付要件」についてはいずれも満たすことが必要です。

事業の詳細については、下記担当へお尋ねください。本事業は先着順ではございませんが、希望される時期によっては交付が受けられない可能性がございますので、検討段階でも早めにお知らせください。

### 【担当】愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室医師確保推進グループ

トホームページ: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/r4-iryoukinmukankyoukaizen.html





# 令和4年度「働き方改革推進支援助成金」について(厚生労働省)

本助成金は、働き方の推進に取り組む中小企業事業主を支援するための制度であり、生産性の向上や労働能率の向上等を目指すもので、その取り組みの内容に応じて、コースが設けられています。それぞれに成果目標があり、成果目標を達成するために実施した事業に対する費用の一部が支給されます。

- 注1)本助成金の対象となる中小企業事業主は、医療機関においては、出資額が5,000万円以下又は常時使用する労働者の数が100人以下であることが要件となっています。
- 注 2) 交付申請書の提出は令和 4 年11月30日まで(必着)となっておりますが、国の予算額に制約されるため、 それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

### ○労働時間短縮・年休促進支援コース

- ・対象事業主の要件を満たし、助成対象となる取組を行い「成果目標」から 1 つ以上を選択し達成を目指して取り 組みを実施
- ・「成果目標」の達成状況に応じて、助成金対象となる取組の実施に要した費用の一部が支給されます(助成額最大490万円)

### ○勤務間インターバル導入コース

- ・対象事業主の要件を満たし、助成対象となる取組を行い「成果目標」の達成を目指して取り組みを実施
- ・「成果目標」の達成状況に応じて、助成金対象となる取組の実施に要した経費の一部が支給されます(助成額最大340万円)

### ○労働時間適正管理推進コース

- ・対象事業主の要件を満たし、助成対象となる取組を行い全ての「成果目標」達成を目指して取り組みを実施
- ・「成果目標」の達成状況に応じて、助成金対象となる取組の実施に要した経費の一部が支給されます(助成額最大340万円)
- ※ご不明な点は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課(TEL 052-857-0313)へお尋ねください。 リーフレット等は当センターホームページ「お知らせ」にも掲載しております。



### 令和4年度第1回医療機関に対する働き方改革セミナーを開催しました

令和4年5月30日(月)に開催し、多数のご参加をいただきました。

講演 I医師の労働時間について一宿日直許可・自己研鑽等一」愛知労働局労働基準部監督課監察監督官佐野晃

講演 I 「令和4年度診療報酬改定~医師の働き方改革推進関連について~」 公益社団法人愛知県医師会 理事 加藤 雅通

講演■ 「医師の労働時間短縮計画について」愛知県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー 森本 智恵子

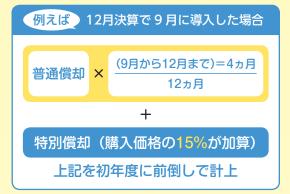
※セミナー終了後に個別相談を開催しました。当センターでは、電話、個別訪問による相談を無料で行っております。 相談内容は公的機関への通報を目的としていませんので、安心してご相談ください。



### 労働時間短縮に資する機器等の

# 特別償却制度について

医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進する為に制度の対象となる設備等を取得又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、当該設備等について、普通償却限度額に加え、特別償却限度額(当該設備等の取得額の15%に相当する額)まで償却することが認められます。



### ...対象者......

青色申告書を提出する法人(連結親法人又は当該 連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法 人を含む。)又は個人で医療保健業を営むもの。

### ..期間......

計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までに取得又は制作されたものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したもの。 ※期間が令和5年3月31日まで延長されました。

対象となる設備をチェック!

以下のリストに該当するものがないかチェックしてみて下さい!

### 制度の対象となる設備等

類型

類型 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等

<sup>′</sup> ● **勤怠管理を行うための設備等 ·············· I** Cカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等

● 勤務シフト作成を行うための設備等 · · · · · · · · 勤務シフト作成支援ソフト等





### 🏚 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

2️ ● **書類作成時間の削減のための設備等 ………** A I による音声認識ソフトウェア、それら周辺機器等

教急医療に対応する設備等 ················· 画像診断装置 (CT) 等

● バイタルデータの把握のための設備等 ……ベッドサイドモニター、患者モニター等





類型 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

● **医師の診療行為を補助する設備等** · · · · · · · · · · 手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置

画像診断装置、在宅診療用小型診断装置等



類型 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

● 医師が遠隔で診断するために必要な設備等 … 遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム 医療画像情報システム、見守り支援システム等





類型 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

<sup>/</sup> ● 医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等 · · · 院内搬送用ロボット、患者の離床センサー等



詳しくは、当センターホームページ「お知らせ」内、「働き方改革(特別償却・助成金等)」をご覧下さい。

お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業 **愛知県医療勤務環境改善支援センター** (公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階 TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767 E-mail info@aichi-medsc.or.jp ホームページでも情報公開中

右のQRコードを 読み取ってください。



